

会 則 ・ 細 則

ク ラ ブ 会 員

asahi
SPORTS CLUB

朝日スポーツクラブ [BIG-S 仙台泉]

会 則

第 1 条 名称

本クラブは朝日スポーツクラブ[B I G-S 仙台泉]（以下「本クラブ」）と称す。

第 2 条 所在地

本クラブの所在地は、宮城県仙台市泉区大沢 3-9-5 とする。

第 3 条 経営・運営

本クラブは、株式会社朝日新聞社が経営し、株式会社ザ・ビッグスポーツが運営を行う。

第 4 条 目的

本クラブは会員がクラブ内の施設を利用して、その心身の健康維持と増進を図り会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 5 条 会員

本クラブは会員制とし、本会則第 6 条に定める入会資格に適合し、本会則・細則に同意した上で、所定の申込手続きにより入会した方を会員とする。会員は、本会則・細則及び本クラブが定めた事項に従うものとする。

第 6 条 入会資格

会員は次の各項のとおり、本クラブの審査基準をすべて満たす男女とする。

1. 16 歳以上で、本会則及び本クラブ規定を順守する方。
なお、18 歳未満の場合は親権者の同意を必要とする。
2. 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。
3. 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
4. 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
5. 暴力団関係者でない方。
6. 朝日スポーツクラブ全店舗において、会則に違反し会員資格を剥奪されたことのない方。
7. 本クラブが、入会に適すると判断した方。

第 7 条 会員種別

本クラブの会員種別は、細則のとおりとする。

第 8 条 入会登録金

会員は細則に定められた事務手数料としての入会登録金を入会申込時に支払うものとする。なお、いったん支払われた入会登録金は、返還しないものとする。また、入会登録金は在籍期間のみ有効とし、退会後の再入会は新たに入会登録金を必要とする。

第 9 条 会費

会員は、細則に定められた会費を、施設利用の有無にかかわらず、月払いによって、前納にて支払うものとする。なお、いったん支払われた会費は、別途本会則または細則に定める場合を除き、返還しないものとする。

第 10 条 会員種別の変更

1. 会員が会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月の 10 日までに本クラブに変更届を提出しなければならない。なお、10 日が休館日の場合は前営業日とする。
2. 本クラブは、会員が希望する場合には、前月の 10 日を過ぎた申請であっても受け付けることがあるものとするが、この場合、会員は変更の適用開始月分の会費につき、増額される差額を現金で支払うものとする。なお、減額される差額の返金はできないものとする。

第 11 条 休会

本クラブは休会制度を設けないものとする。

第 12 条 退会

1. 会員が退会する場合は、最終利用月の 10 日までに退会届を本クラブに提出するものとする。なお、10 日が休館日の場合は、前営業日とする。また、未納会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとする。
2. 会員が退会する場合または本会則第 14 条により会員資格を喪失した場合は、会員証を退会時に本クラブに返還するものとする。

第 13 条 会員資格の一時停止または除名

会員に次の各項の事由が生じた場合、本クラブは会員資格の一時停止または除名の措置をとることができる。

1. 会員が本会則第 6 条に定める入会資格に適さない状況になった場合。
2. 会員が入会に際し、虚偽の申告を行った場合。
3. 会員が法定伝染病や、感染の恐れがありかつ重篤な症状を発する疾病を有した場合。
4. 会員が医師により、運動を禁止された場合。
5. 会員が本クラブ運営を妨害、または他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会員の本クラブ利用が不適当とされる場合。
6. 第三者の介護や介添が必要な場合など、会員が本クラブを利用する際に、会員の安全確保が困難とされる状況になった場合。
7. 会員が妊娠した場合において、本クラブが別途定め

る妊娠中の本クラブ利用に関する手続き（「当クラブ内施設利用及び運動継続に関するお手続き」）を行わずに本クラブを利用した場合。

8. 会員が会費などの支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
9. 施設や設備などを故意に損壊、または備品などを盗難した場合。
10. 本会則・細則及び本クラブが定めた事項に違反した場合。

第14条 会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。

1. 会員本人が死亡したとき
2. 本会則第12条に定める退会手続きが完了したとき
3. 本会則第13条に基づき除名されたとき

第15条 会員証

1. 本クラブは、会員に会員証を交付する。
2. 会員が施設を利用する場合、必ず会員証を提示するものとする。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他人に譲渡及び貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合、速やかに会員証を本クラブに返還しなければならない。
4. 会員は会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届け出て、再発行の手続きをとるものとし、細則に定める再発行手数料を支払うものとする。

第16条 変更事項の届出

会員は、住所や連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を速やかに本クラブまで届け出るものとする。

第17条 休館日・臨時休館

1. 本クラブは別途定める年間スケジュールによって休館日を設ける。
2. 本クラブは前項の他、次の事由により必要期間を臨時休館日とすることができる。
 - ① 気象災害などにより施設及び施設周辺が危険な状況と認められる場合や、法令に基づく監督官庁からの指導があった場合など、管理運営上やむを得ないと本クラブが判断した場合。
 - ② 施設点検、補修または改修の必要が生じた場合。
3. 前項②の理由により本クラブを全館にわたり長期休館した場合の会費の取り扱いは下記のとおりとする。

また、会費の返還は無利息とする。

 - ① 月間21日以上休館した月は、当該月の会費は無料とする。
 - ② 月間11日以上20日以内休館した月は、当

該月の会費は50%減額する。

- ③ 月間10日以内休業した月は、当該月の会費の減額は行わない。

第18条 ビジターの利用

1. 本クラブは会員同伴の場合に限り、会員以外の者（以下「ビジター」という）の施設の利用を認める。
2. ビジターは施設利用に際し、細則に定める費用を利用の都度支払うものとする。
3. 会員は同伴したビジターの施設内での行為について一切の責任を負うものとする。
4. ビジターの利用できる施設や時間は同伴した会員と同じとする。
5. 本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとする。
6. ビジターは本会則第6条のすべてを満たす方に限るものとする。

第19条 施設の利用

1. 会員及びビジターは、本クラブの利用に際し、施設のスタッフの指示に従うとともに、本クラブが別に定める規則や掲示物によるルールやマナーなどを守り、これに従わなければならない。
2. 会員が本会則第13条各項の事由に該当する場合の本クラブ利用は禁止とする。
3. 館内での飲酒及び酒気を帯びての入館は禁止とする。
4. 本クラブは必要に応じて施設の利用を一部制限することができる。
5. 館内は、全エリア禁煙とする。

第20条 免責

本クラブを利用するにあたって発生した盗難、傷害、死亡、会員同士のトラブルその他の事故によって会員自身またはビジターが受けた損害については、明らかに本クラブの責に帰する場合を除き、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。

第21条 損害賠償

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的・物的事故については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。
2. 会員が本クラブの諸施設を利用中に、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員など第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償をしなければならない。なお、会員が同伴または紹介したビジターについては会員が連帯して賠償する。

第22条 個人情報の扱い

会員が本クラブに提供した個人情報は、本クラブ運営・会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内などのた

めに利用するものとする。本クラブは個人情報法を法令順守のうえ厳正に取り扱うものとし、会員の同意なしに、第三者に提供することはないものとする。

第23条 附則

本クラブの入会登録金ならびに会費などについては、経済情勢の変動、もしくは、税金などの法的改正、施設の状況などその他諸事情により、変更する場合がある。

第24条 細則など

本会則に定めのない事項ならびに本クラブの運営上必要な事項は、細則に定めるものとする。また、細則に記載していない事項についても、必要に応じて諸規定を定めるものとする。

第25条 改正

本会則の改正は、本クラブが必要に応じてこれを行うものとし、その際、改正内容は施設の所定の場所に一定期間掲示するものとする。改正後の効力は、すべての会員に及ぶものとする。

第26条 本会則の発効

本会則は2019年10月1日より発効する。



朝日スポーツクラブ [BIG-S 仙台泉]